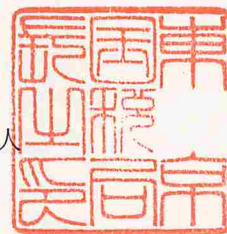


行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

東京国税局長 美並 義人



令和2年5月20日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	東京都認証保育所の保育料助成金は所得税法9条1項15号に基づく非課税所得であると判断した際に作成し、又は取得した文書
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。
担 当 課	総務部 総務課 情報公開・個人情報保護係 電話03-3542-2111

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。